

相続税を再分配の財源に使えないかどうか。これは大蔵省がなかなかイエスといってくれない話だが、相続税は、社会保障のための特定財源というか、特別財源に集中化しても、決しておかしくないものになってきたのではないか。世代間の再分配システムから給付をいろいろ受けた結果、費用負担が少なくてすんだ人たちが相続でメリットを受けている。そこからの上がりの税収を社会保険のシステムに集中的に投入することには合理性があるのではないかと思う。

最後に、日本は高齢化が急激に進んでいくので、国民負担率は上がっていかざるを得ない。若い人にインタビューすると、みんな楽しくない話をしている。これは、厚生省を含めて関係者の情報提供の仕方が悪いのではないか。

基本的には現在における現役世代と、将来にお

ける現役世代の生活水準の問題だ。負担が仮に2倍になっても生活は後の世代のほうが豊かだということは往々にしてある。それを計算したのが資料8である。現役の人たちの賃金がある程度上がっていけば、負担が2倍になってもわれわれの子供や孫の世代のほうが豊かになり得る。負担が増えても、われわれの子供や孫のほうが豊かになる可能性、その保証を取り付けていくことが、今後、社会保険あるいは社会保障システムにとっていちばん重要なのではないか。負担が増えることだけをいうのではなくて、負担は増えても生活水準はわれわれの子供や孫のほうが上なんだということを、もうちょっといったほうがいい。そうしないと社会保障に対する協力だとか、支援がだんだん薄らいでいくと考えている。

ご静聴ありがとうございました。(拍手)

コメント

ただいま高山先生のお話をうかがっている時間およそ35分は、私の生涯の最大のピンチのひとつであった。というのは、事前に論文をいただかなかったがために、どういうことをおっしゃるのかということで、自分でも鏡を見たらすごい集中力のある顔をして聴いているだろうなと思うくらいに、集中して聴いていた。幸い高山先生はいろいろなところに論文を書いておられたり、あるいは記事を書いておられるので、そういうもので勉強させていただいていたことが、今回聴かせていただいたこととオーバーラップしますので、そういった点でコメントをさせていただきたい。

私は割合直感力のあるほうなので、論文をいただかない前に、先生はどういうことをおっしゃるのかなと想像をたくましくしていましたが、それはだいたいはずれました。それで、若干私見も交えて、30周年にふさわしいコメントにならないか

奈良女子大学助教授 木村陽子

もしれないが、その点をご容赦していただきたい。

いま社会保障の分野におけるホットな 이슈のひとつとして、社会保険方式でいくのか、あるいは税金方式でいくのかという、これはとくに年金の分野に見られることだが、議論がある。そこで、社会保険か税方式かを分けるものはいったい何かということになる。

例えば、大学院で勉強するときに、いちばんはじめに、公的年金とは木村君何かねと、先生に言われた。そのときに私は、簡保とかを思い出して、国庫負担とか、あるいは国が何らかの形で管理とかにかかわっているものですかと、先生に申し上げたら、いやそうじゃないとおっしゃった。この公的なものとは何かということについては、ノーベル経済学賞をもらった人まで含めて、いろんな議論があるけれども、いちばん最後に残ったのは、強制的に加入させるということが、公的年金のい

ちばん大きな特色であるという合意があると、私は学んできた。

そういう観点からいくと、社会保険方式でいくのがいいのか、あるいは税移転方式でいくのがいいのか、それをいちばんクルーシャルに分けるものは何かと、私なりに考えてみると、それはたぶん拠出要件があるかどうかによると思う。例えば給付と負担が1対1に対応するというのではなくて、年金だとほんの5年、あるいは10年でもいいけれど、その人が払ったとまず特定できて、それに保険料という名前を付けると、その保険料を一定の期間払ったかどうか、その要件を満たすかどうか、それが社会保険方式といえるものじゃないか。そのような要件がなければ税移転方式と呼んでいい。これには反論があるかと思うけれど、私はその線でいいのではないかと考えている。

制度を特色づける2番目の点として、税金あるいは保険料をかけるベースを何にするのか。これに関しては税移転方式であろうと、社会保険方式であろうと、共通するものは非常に多い。ただ、社会保険方式は拠出ということを要件とするので、課税ベースが個人に特定できるかどうか、これがかなり効いてくると思う。あと、両者にかかわるものは、それを運営していく上での、行政コストということになってくると思う。

それで、はじめの点に戻ると、ある制度を実施していく場合に、社会保険方式でやっていくのか、あるいは税移転方式でやっていくのかという、どちらの選択をするかということの、いくつかの根拠が挙げられると思うけれど、よくいわれていることは、社会保険方式ですと、権利として給付を受けることが可能なので、はじめのうちは社会保険方式でするほうがうまくスタートできるということである。しかし、もっと考えていくと、例えば年金は、先ほど高山先生もおっしゃっておられたように、国民皆保険ということになっている。社会保険方式でやっていって、そこから洩れる人たちが、あるいはカバーされていても、自分で保険料を支払わない人たちを、社会全体でどう対処していくのがキーポイントになる。年金だと生活保護で見ていくのか、そのままにしておくのか、

どちらがいいのかということになる。

年金のことを考えると、今後の超高齢社会でそれはどのような意味をもつのか。私は個人的には、あとで出る措置制度の撤廃とかになってくると、年金というものには、住宅補助のようなものが側面的に、制度的に必要なだと思っているけれど、よくいわれるように施設の利用料を年金から払うということになると、高齢者の購買力を付けていく必要がある。とくに物価スライドのある預金があるかないとなると、公的年金の重要性は増すと個人的に考えているので、生活保護の負担が増えるよりは、公的年金を皆がもつほうがいいと、私は判断をしている。

社会全体がその洩れた人たちをどう判断するのか、放っておいていいと判断するのか、あるいは拠出要件を撤廃しても、何らかの形で全体をカバーするほうがいいと考えるのか、社会保険方式か税移転方式かの選択にかかわってくる。その上で、財源調達方法に関してタックスとして所得をベースにするのか、所得でも賃金所得なのか、それからよくいわれる支出税とか、消費税とか、いろんなベースがあるが、何をタックスベースにするのか、そして徴税コストをどうしていくのかという問題になってくるかと思う。

先ほど高山先生がいろいろとお話くださったことのなかで、私は35分のなかで整理が難しいなと思ったことを正直に申し上げると、現行の社会保険、いまは年金とか、医療とかがあるけれど、そこに実際に行われていることについて見て、社会保険方式がどう、税移転方式がどうということに対するお考えなのか、あるいはもっとティピカルなことを抽出した上でのお考えなのかどちらか判断しがたいということである。

例えば、これはあとで先生にお答えいただきたいが、税金は控除制度があるけれども、社会保険料ではできないとおっしゃったが、税金で控除制度がうまくできる、所得に応じて、負担に応じて、応能負担ができるというのは、所得税とか、支出税とか、個人の属性が、はっきりわかる場合——人税——である。消費税は私たちがスーパーにいくときに、いちいち家族が何人とか、親が何歳と

か、そんなことをいうわけではないので、そういうものに対してかかる税金は、個人の属性はほとんど考慮されない。ゼロ税率とか、そういう形では調整はできるとしても限界がある。そして一方で、社会保険料は控除制度はないとおっしゃったが、考えてみると、世帯単位という考えの下で成り立っている社会保険制度は、社会保険の給付の段階において、妻がいるか、18歳未満の子供がいるかということで、手厚くするようなシステムになっているので、必ずしも控除制度がないとはいえないのではないかと。

だから、税金には控除制度があつて、社会保険料には控除制度がないという考え方は、どういうことかということをもっと詳しくお聞きしたいという気がする。

それから2番目の点だが、社会保険の管理、運営のコストに関してである。管理、運営をする場合は、財源を調達する場合のコストがどれだけか、あるいは支給をするときのコストがどれだけかということになるわけだが、例えば年6回受給者に通知をしなければならないということは、これは税移転方式であっても、制度の運用の段階で起こることである。別に社会保険方式に特有のことではないのではないかと思う。

そして、現在の第1号被保険者はいま1万1100円でしたか、毎月同じ保険料で、あれが逆進的であつて、そして自主納付であるから、徴税コストが非常にかかる。現場の人の声を聞いても、夜討ち朝駆けでいっても、ほとんど納めてくれないという。そういう方に年間500万円、1ヵ月30万円ぐらいの給料を払って、10人に保険料を納めてもらったって月額10万円ぐらいである。そんなことをやっていたら駄目だと思うのだけれど、これがはたして社会保険料だからなのかということに関しては、私はちょっとわからない。

なぜかという、税金だと納めない人であれば、差し押さえになる。例の社会保険料の定額給付の保険料も、国税に準じて滞納者は対処できるということになっているのだから、差し押さえはできるわけだが、小口で金額が低すぎるから、差し押さえでも、コストのほうがかえって高くなってし

まう。そこでペナルティーは老後になつても、年金はもらえないよという形で、非常にきつい方法になっている。これは額の面でいえば税金よりも、社会保険料のほうが一生懸命徴収しても入ってくる保険料が低いので、徴収コストのほうが高くなるのだというならばわかるが、徴収方法が社会保険料だから高いのかどうかということに関しては、これは社会保険料を税金と一しょに徴収するようなシステムをつくってもいいのだし、徴収コストが高いという問題が社会保険料固有のものとはいえないのではないかと思う。

今度は意見が同じところがあるのでご紹介したい。先生がおっしゃった育児休業期間の本人負担の社会保険料が免除になるということだが、これがいまのところは、同じ被用者保険のグループで負担することになっているが、こういうコストは年金財政に負担をさせるのではなくて、育児とか、介護という、社会的に今後担っていかなければならないという類に関しては、国庫負担のほうが理由付けがはっきりすると考えている。

それから、最後のいちばん大きな部分で、先生に大いに賛成をしたい。この間の税制改革、あるいは1994年の年金改正のときに、国庫負担の引き上げ率に関して、厚生大臣が就任した明くる日にすぐ、実は今度の改革法案とは分離しなければいけないのだとおっしゃったくらいの、それは神経質な問題だが、社会保険方式でどの程度やっていくのかということについて、社会保険方式ではまったくやっていけないというグループもあれば、いや国庫負担率を引き上げて、社会保険の部分は残すべきだ、そのほうが日本に合うのだというグループもあるけれど、国庫補助率の引き上げということに関しては、割合同意を得ていたように思う。そのときに何を財源とするかについては消費税とか、いろんな議論があつた。それがはっきり固まっていない段階で、福祉に金がかかるから消費税率を引き上げようということが出てきて、その際明示されたのは主に介護ということであつたと思うけれど、高齢化社会でいちばん金がかかるのは何かとなると、それは年金ではないかということを見ると、税制と社会保障の負担の在り方

ということは分離して考えるべきではないという先生のお考えには、私も賛同するところである。

もう時間になりましたので、最後の質問を簡単にしたい。先生は消費税と所得税と社会保険料のいずれで財源調達をするかによって、成長パスが違つかどうかということで、表5を配られました。あれは直観的には非常に理屈がわかるような気がするが、それは何に対してあの財源が使われているのか、社会保障全般なのか、年金なのか。それから消費と、所得と、社会保険料によって、

個人、あるいは企業の貯蓄とか投資行動がどういう影響を受けるか、言い換えれば、あそこにあるモデルの根底は、企業とか、個人の貯蓄行動はどういうふうなものとして想定しているのか。また貯蓄に関する課税はどういうふうと考えておられるのか。以上についてもし時間があれば教えていただきたいと思う。

時間になりましたので、私のコメントはこれまでにさせていただきます。(拍手)

【レポート】

社会保障における措置制度の再検討

姫路独協大学教授 小室 豊 允

高山先生はレポートに当たって、宮澤所長の基調講演に対して、私のは準備不足だと言われましたが、なぜ準備不足なのかという論理的根拠があまり明白ではなかった。私も実は準備不足であるけれど、私の場合には論理的根拠がきわめて明白で、私は今回5,250人の死者のうち1,250人を出した神戸市東灘区に住んでいて、その日の朝直下型の地震を体験しました。家屋が一部損壊して、被災者の1人です。今日の私の報告がもしずさんなものであるとすれば、それは私の責任ではなくて、阪神大震災のせいであるというように、ご理解をいただきたいと思う。

いま年金と財源という報告があったが、これに比べて社会保障における措置制度については、それほど学者の間でも、また行政のほうからも十分な議論の展開があったとはいえない。実は措置制度の抜本的再検討ということ、私が提唱したのは1981年のことであって、1981年に出した『福祉改革の思想と課題』（新評論）という本のなかで、「もう措置制度というのは、時代、社会背景、ニーズに対応できないのだ」ということを書いた。ど

うしたことか学者の間でも、いまだに措置制度を抜本的に見直すというのは、少数意見のままで、行政サイドも措置制度について議論をすること、かなりタブー視してきて、陰に陽に私などにも「あまり措置制度のことは先生、書かないでください」、「言わないでください」という、それは誰が言ったとは言いませんが、そういうことがあった。

それがここにきて、ここにきてというのは、ご承知のように一昨年の12月に公立保育所の措置費のうちの人件費部分、これをなくすというか、地方交付税にするというところから、保育所の措置制度の在り方ということが、にわかに議論になってきたわけである。

日本の社会福祉施設への入所は、いくつかの例外を除いて、例えば老人ホームに入所するのは、これは措置ではなくて、自ら利用者が軽費老人ホームにいて、入所したいということで、契約入所というか、後にお話する保育所の改革案でいうと直接入所だが、そういう制度が軽費老人ホームについては取られているが、その他の福祉施設はほとんど措置による入所になっている。